

# 靖國信仰に見る日本人の靈魂觀

小堀 桂一郎

## 一 神社祭祀の発祥

靖國神社の歴史は明治維新と共に始まる。第十五代將軍徳川慶喜が「大政奉還」を上奏したのが慶應三年（AD.一八六七）十月、右の上奏に勅許を與へた朝廷が翌慶應四年一月には和親條約を締結濟の諸外國に向けて「王政復古」を通告する。以後國際社會に於いて日本國政府とは將軍を最高位に据ゑた「幕府」ではなく、天皇といふ御一人を國家元首に戴く、太政官制の形をとつた新政府である。その三月十四日に「五箇條の御誓文」が公示され、明治維新の内面的枠組みは此を以て基礎が成つたと看做してよい。

明治維新の起點を、政體の外形に重きを置いて國內向けの「王政復古」の布告（慶應三年十月九日）にあると考へるか、新たな國是の宣言である五箇條の「御誓文」弘布にあると見るか、嚴密に定義する必要はないであらうが、靖

國神社御創建の趣旨を顧みるとき、一見直接には繋らない様な、この政體變革の有する歴史的意義をそれから切離して考へることはできない。簡單に言つてしまへば、靖國神社とは、十九世紀半ばのこの時點での國際社會の險しい環境と、その渦中に否應なく乗込むことになつた立憲（を夙に想定した）君主制國家日本といふ二つの因子から必然的に生成して來る體の、近代獨立主權國家に不可缺の精神的施設と見るべきものだからである。

慶應四年（AD.一八六八）は年頭の鳥羽伏見の戰によつて始まる、戊辰戰爭の名で記憶される戰亂の年である。その五月、これはまだ江戸の上野の山で新政府軍の先鋒と幕府軍の彰義隊とが兵火を交へ、夏から秋にかけては奥羽列藩同盟の抗戰決意がかの會津落城の悲劇を生んだり、さらには函館の五稜廓に立て籠つた榎本武揚の抵抗が翌年の四月にまで纏れ込むといった情況下での話のだが、かうした

戦亂の最中であつて、五月十日付の新政府の「太政官布告」は、この度の戦鬪に斃れた官軍の戰士達のための招魂慰靈の祭祀施設が必要だ、との着想を早くも明示してゐた。この着想が新政府の中樞部によつて語られて以來本年平成十九年で足かけ百四十年になるわけだが、今日現在までこの時の招魂慰靈の祭祀は靖國神社を舞臺に初心を大率忠實に守りながら續けられてきたわけで、この傳承の内面に、日本人の靈魂觀を解明する上での注目すべき材料がいくつつか見て取れる様に思ふ。

右にいふ招魂慰靈の着想の最も早い證據をなす資料として二種の文書が指摘できる。

その一は慶應四年閏四月二十日付「東海道先鋒總督達」と呼ばれるもの、その二は前記の「太政官布告」で、これは「癸丑以來殉難者ノ靈ヲ東山ニ祭祀ノ件」と「伏見以來ノ戦死者ノ靈ヲ東山ニ祭祀ノ件」との二部から成つてゐる。最初の資料である「東海道先鋒總督達」が下令し實行された祭祀とは、東征軍の總督（有栖川宮熾仁親王）の命令による軍隊内部の陣中慰靈祭の如きものであつたらしい。達が出てから約一箇月後の六月二日の午前十時頃、徳川家一統が退去して政府軍に接收された形の江戸城西丸大廣間でその儀式が齋行せられたとの記録が遺つてゐる。

京都で出された太政官布告の「癸丑以來殉難者ノ靈ヲ東

山ニ祭祀ノ件」についてだが、その一節に（癸丑以來唱義精忠天下ニ魁シテ國事ニ斃レ候諸子及草莽有志ノ輩、冤枉罹禍者不少）といつた文句が見えてゐる。（冤枉罹禍）については後でふれるが、（癸丑以來殉難者ノ靈）の意味を先づ考へておかう。（癸丑）とは嘉永六年（A.D.一八五三）の事で、アメリカ東インド艦隊の黒船四隻が、マシユー・カルブレイス・ペリー提督指揮の下に浦賀に來航した年である。つまり、幕末の國難はこの年この黒船事件を以て始まつたのだといふ認識がよく窺へる文章である。（殉難者）とは（皇運ヲ挽回セントノ至情ヨリ盡力スル）途上で斃れた志士達の事で、彼等は（國家ニ有大勳勞者、爭力湮滅ニ忍ブベケンヤ）と朝廷でも歎き思召されて、その靈を東山の靈社に合祀しようとなされた、との發想が語られてゐる。又「伏見以來ノ戦死者」云々の布告文の方には、（尙向後王事ニ身ヲ殲シ候輩、速ニ合祀可被爲在候）との文言があつて、此度の戊辰戦争に於いてのみならず、今後も皇室のため、國家のために身を捧げて斃れた志士達の靈は全て御祭神として皇室の御祭祀を受けるであらう、との意向が表れてゐる。つまり茲に既に恆久的な祭祀の施設としての靖國神社建立の發想が讀みとれるわけである。

戊辰の年の七月に江戸は東京と名を改められ、九月には改元の事があり、以後一世一元の制の最初の年としての明

治元年である。この慌しい東京奠都の計畫の最中にも、朝

廷と新政府の事務官達は、招魂祭の式を行ふための戦死者の名簿を東京の神祇官に提出する様官軍方の各藩に督促をしてゐる。この祭式が招魂祭と呼ばれてゐる限りはその年限りの行事と見えるわけだが、これが永續的な祭祀の場としての招魂社の設立といふ形に固まつてゆく、その最初の構想は、木戸孝允の日記の明治二年三月十五日の條に見えてゐる。即ち木戸はその日上野の山を通りながら、（今日此莊に至る。途中上野寺中を通る。去夏兵火の爲に樓門其外多くは焼失。舊時の盛大實に如夢。此土地を清淨して招魂社を成さんと欲す）との感想を書きつけてゐる。此によれば東京招魂社建立の最初の候補地は實は今日の上野公園の地にあつた。しかしその後、上野の山上には官立の病院を建てるとか、或いは今日現にさうである如き公園を建設しようとの提案等が相次ぎ、結局招魂社用地の候補となつたのが九段の坂上である。

この事を示す最初の資料は、明治二年六月十二日付の「軍務官達」といふ公文書で、そこに大村益次郎以下六名の新政府の高級幕僚が九段の地への社殿建設の議に當つたといふ事が載つてゐる。今日靖國神社參道の中央部に、双眼鏡を右手に携へた大村益次郎の銅像が立つてゐるのは、彼の社地選定と社殿建設の責任者としての積極的な活動を記念

しての事である。

斯くて、明治二年六月二十八日（舊曆）午後五時の「清祓」の儀に始まり、深夜、つまり六月二十九日午前二時に「たま靈招」の儀式が執り行はれ、癸丑以來の國事殉難者の靈の招魂社への合祀は成就した。翌六月三十日から七月三日にかけて合計五日、六月二十八日の前夜祭を入れると六日に互つての盛大な招魂祭が行はれるのだが、この時、人寄せのために奉納相撲が行はれたり、花火が揚げられたりといふことで、既にこの第一回の招魂祭に於いて靖國神社のお祭といふ行事には東京市民のための民衆向けの娯樂的要素が公認されてゐたといふ事がわかる。この招魂祭の中心神事たる「靈招」の儀が急拵への假社殿で行はれたのが六月二十九日の未明だつたのであるから、今日でも靖國神社の御創建記念日はこの日付をそのまま新曆にうつして六月二十九日である。

第一回招魂祭の盛況に力を得て、早速この地に神・本殿を本建築するとの議が出、その完成は三年後の明治五年五月十日だつた。之を以て東京招魂社は立派に神社としての外形を整へるに至つたのだが、何分御祭神が複数で且つ多くは無名の草莽の士である。式内社以來の歴史を有つ人名高きどの神様の系譜に連なるといふのでもなく、又地縁の面から見ても九段坂上は上野の如き戦蹟の地といふわけ

でもない。そこで神職にも如何なる身柄・家柄の人を任じたらよいかも判然しない。當初そんな不安定が附纏ふ事も避けられなかつた様である。

## 二 御祭神の性格の諸相

明治十年に西南戦争が起る。この時には戊辰戦争時の略<sup>略</sup>二倍に當る數の官軍の戦死者が出る。その戦死者の靈は(向後王事二身ヲ殲シ候輩)といふかねてからの約束に従つて招魂社の御祭神に祀られる。自然の勢、招魂社への一般の關心が俄かに高まる。そこで明治十一年十月に至り、招魂社の管轄官廳である陸軍省から、招魂社の神社としての社格を明確に定め、神職の職制や人事に關して然るべき法の整備を施すべしとの要請が出た。この時神社の建物の管理は内務省の管轄下にあつたが、祭祀齋行の責任について陸軍省、海軍省、そして内務省の三者と太政官法制局との間で度重なる協議が開催された。この時の陸軍省の「伺書」の中に次の様な一節がある。

〈招魂社ノ稱號タル一時在天ノ靈魂ヲ招キ、神饌ノ享ヲ受ケシムルノ場所ヲ指シテ唱フルモノノ如クニシテ、萬世不易ノ社號トハ不被存候間、云々〉

つまり、招魂社といふ稱號は、暫く宙宇に留つて浮遊してゐる靈魂を招き降して、神饌を供し慰めるための場所を

意味するものであらう、従つて長く後世に傳へて志士の靈のお護りを勤めてゆくべき神社の稱號としては如何かとの疑ひもあるもので……と、かうした疑問は別段神道神學の専門家に聴くまでもない、陸軍省の役人でも全くの民衆的な素朴な次元で容易に口にし得る體の意見であらう。茲に見られるのは恐らくは當時の庶民的常識に屬する儒教的靈魂觀であると見てよい。

社格の問題に關しては、この當時、都合のよい前例が次々と生れてきてゐた。即ち、明治五年に大楠公他湊川の戦に斃れた十六柱の勤皇の士を御祭神とする湊川神社が創建されてこれに別格官幣社といふ社格が與へられてゐる。次いで徳川家康を祀る日光東照宮、豊臣秀吉を祀る豊國神社、溯つて古い神である藤原鎌足の談山神社、和氣清麻呂を祀る護王神社等が次々と別格官幣社といふ社格で神社として公認されてゆく。此等の前例に倣つて、靖國神社も別格官幣社とすればよい、との事で社格の件は比較的簡単に解決する。そこで明治十二年六月四日付の太政官達として〈東京招魂社 右、靖國神社と改稱、別格官幣社ニ被列候條、此旨相達候事〉といふ布告によつて、以後百三十年後の今日に至る社號は決定を見た。但しこれは社格と名稱の問題に限られたことだから、靖國神社の御創建は明治二年六月二十九日であつて明治十二年六月四日ではない。

一方御祭神の條件であるが、先に引いた明治二年五月の「太政官布告」の中の、嘉永六年以降の年々に（天下二魁シテ國事二斃レ候諸子及草莽有志ノ輩）とそれに續く（冤枉罹禍者）といふ表現の中に御祭神の性格の基本的定義付けが言表されてゐる。

ペリー率ゐる黒船艦隊來航事件は日本國民の内面世界に大きな衝撃を與へる。癸丑以後と以前とを截然と分けて時の流れの變化を見定めようとする感覺、一種の時代區分の思想がこの時に目覺めた。その外に向つて開かれた眼に映る當時の世界の様相は、歐米列強の侵略的野望の標的とされ、植民地化の危険にさらされた祖國日本の運命如何、といふ問を厳しく問ひかけてゐる。布告文中の（國事に斃れる）といふ時の（國事）の概念には既に或る飛躍的上昇が生じてゐる。徳川幕藩體制の中で「國」と言へば、武士階級にとつては自分達の「藩」の事であつた。ところが癸丑の國難を機に自分の歸屬する存在の據り處として、藩ではない日本の國なるものを考へるといふ道德的要請が浮び上る。「國」の概念が藩から日本國へと急激に擴大された、と考へてもよい。

この概念の擴大・上昇と共に、士族階級のみならず、商、工、そして土地に密着した農の階級にさへも、日常に直面する様々の生活現實の分野に、「國」概念の飛躍に符節を

合せて様々の變動が生じた。

傳統的な習俗の底層部に伏流してゐた民衆の「御魂信仰」が、新政府の手によつて公的な性格を付與される、といった現象もかうした變動の一斑だつた。この巡り合せが、靖國神社の性格の根幹をなす重要な要素の一なのだが、茲に微妙に絡んでくるのが前引の「冤枉罹禍」といふ契機である。

東京招魂社建立當時の新政府が經驗した戦争は戊辰戦争だけである。嘉永・安政期の國難は慥に殉難者を多く出してゐるが、その原因をなした事態は外交上の難局であつて戦争ではない。四國連合艦隊の下關砲撃や薩英戦争はその名の通り、藩と外國軍隊との間に生じた局地的紛争であつて國家間の戦争ではない。戊辰戦争は所謂内戦の性格を有してゐるが、戦國時代の諸藩の霸權争ひとは明白に異なり、新政府側の軍が官軍であり、幕府側は反逆の賊軍である。さうなると戦争の性格や動因を判定するのに不可欠な、「義」は何れにあり哉、の問題については官軍側が義を占有する權利を得た事が明らかである。新政府としてみれば、戊辰の役は、維新の大業を遂行するに當つて避けることのできなかつた犠牲の集中的顯在化である。そこで戊辰の役の戦歿者を先づ目中に置いて招魂社の建立が成つた場合、次の段階として戊辰以前の國事殉難者の取扱ひをどうするかといふ事が日程に上つてくるであらう。

癸丑以後で戊辰以前の殉難者<sup>(2)</sup>とはどの様な人々であるか。直ぐに思ひ浮ぶのは、橋本左内、吉田松陰、頼三樹三郎等が非命の最期を遂げた安政の大獄に於ける殉難者であり、それに對する復讐の如き形で水戸の浪士達が井伊大老を襲つた櫻田門外の變では井伊も斃されたが浪士達も何人かはその場で斬り死をしたり、重傷を負つて自刃したり、後日處分として自死を命ぜられたりした。或いは高輪東禪寺襲撃事件、坂下門外の變、舞臺を京都や關西に移しては、足利尊氏像を梟首したといふ等持院事件、有名な寺田屋の變、天誅組大和五條の擧兵事件、但馬生野の擧兵、蛤御門の變といった殺伐な諸事件で命を墜した勤皇の士も相當の數に上る。

その場合、戦闘中の討死、自刃、刑死、或いは暗殺、行動中の傷病死等、死様は色々であつたらうが、その志士達に死をもたらした強大な上からの力が、もし正統の國家權力であつたならば、志士達は反逆者として成敗を受けたといふ形になり、必ずしも名譽の死ではない。ところが、その上からの力それ自體が正統性を有たぬ王位篡奪的暴力であつたとすれば、志士達はつまりは正統王權を守るために叛亂勢力と闘つた、つまり「義」を貫くための犠牲の死を遂げたのだといふ形になる。

徳川將軍の幕府が正統なる國家統治權の掌握者であると

皇室から認知されてゐる限りは、幕府側の武力によつて成敗されたり、幕府の忌諱に觸れて刑死したりした者は端的に國家反逆の罪人であつた。ところが戊辰の役の結果、明治維新といふ革命的政變には正に革命の名に相應しい重大な價値の顛倒が伴つた。倒幕運動は明らかに時の政府の顛覆を圖つた叛亂的謀議であつたが、これが尊皇論と結びついて且つ聖旨に添ふ行動と認知された途端にそれは「義」を獲得する。王政復古が實現してみれば、昨日の罪人が今日は義士となり、昨日まで日本國の統治權者として内政・外交の大權を揮つてゐた征夷大將軍が今日は朝敵の汚名を蒙ることになる。現に徳川慶喜がさうであつた如く、ひたすら朝廷への恭順の意を表して謹慎・蟄居といふ姿勢をとらざるを得なくもなる。

茲に於いて元來幕府の政治を紊亂するものであつた反逆者達が、一轉して尊皇の大義に生きた志士としての名譽を回復し、義士に祭り上げられる、といふ逆轉劇も生ずる。

この時、厄介なのは、義士達を非道に誅戮した幕府の立場はどうなるのか、といふ問題である。戊辰の役の勃發と共に幕府軍の將士達は公の視點から見れば朝敵となつた。然し、徳川慶喜は静岡での隠居を認められ、地位は大きく貶斥されてしまつたけれども、七十萬石といふ取高は安堵されて、事實上朝廷への反逆といふ罪は許されてしま

ふ。最後まで官軍に抵抗してゐた五稜廓の榎本武揚は、周知の如く黒田清隆の助命嘆願が奏功して、一旦下獄はするけれども、命は助かり、後には新政府に出仕して立派に功成り名を遂げた功臣列傳中の人物になり果せてゐる。舊幕府の名だたる権力者達に、明治初年に早くも身の安全と名譽を保證してやつたといふ事は、尊皇の大義に命を捧げて斃れた志士達に對しての、朝廷の裏切りになるのではないか、との見方が出てくる。これはかなりの難題である。

あちら立てればこちらが立たずといふこの難題を、なかなか巧みに解決してみせてゐるのが、先に引いた太政官布告の中の一語「冤枉罹禍」の諒察である。維新前夜の政治運動の途上で非命に斃れた勤王の志士達、特に刑死の憂目を見た人達について、彼等は無實の罪で禍を蒙つたものと看做す。死を與へた側をも裁判上の手續の過誤を犯した如きもので攻撃的な殺意があつたわけではなかつた、と見る。無念の最期を遂げた志士達の靈にも、幕府權力への恨みを永く抱いてもらふのは望ましいことではない。斯くて彈壓事件の加害者と被害者との間に、幽冥境を異にしての和解を圖らうとの發想が生ずる。この思案を伸ばしてゆく上で、志士達の死を「冤枉罹禍」と見るといふ説明は甚だ有効だつたと言へるであらう。

因みにふれておくと、靖國神社初期の御祭神（維新期の

内戦での死者のみを考慮して）の中で「冤枉罹禍」の典型と看做し得るのは、森鷗外の歴史小説を通じて廣く世に知られてゐる、慶應四年二月に生じた堺事件の犠牲者達である。これは泉州堺港で土佐の官兵とフランス軍艦デュプレックス號乗組の水兵達との間に生じた不慮の衝突事件で、土佐側の發砲によるフランス側の死者十三人の生命の代償として土佐側の兵士二十名の死刑を要求され、國際紛争の處理に不馴れな日本側がフランス海軍と外交團の要求に全面的に屈服せざるを得なかつた結果の悲劇である。現代語でいへば過剩防衛の罪の責任を問はれた土佐側の隊長二人と小頭（副隊長）一人、計四人の場合は地位に伴ふ責任として致し方ないとしても、あとの十六人について、實際の下手人たるか否かは判定の仕様もなく、この人々の刑死の運命を決したのは籤引の結果である。計二十名の土佐の藩兵は無辜のフランス兵殺傷の罪を咎められて切腹を仰せつけられる、といふ形で刑に服した。刑場は堺の古刹妙國寺の本堂前の廣庭だつた。實際の刑の進行は、フランス側の立會人が、整然と續く藩士達の切腹と介錯の情景の凄慘さに途中で堪へ切れなくなり、逃げるが如くに座を立つて港内の艦に歸つてしまつたので、十一名の執行が濟んだところで中斷され、後の九名は結局外交折衝の結果減刑赦免といふことで助命される。

この事件の刑死者などは無實の罪を負はされて禍を蒙つたといふ事例の典型であらう。地位に伴ふ責任に殉じた形の隊長と小頭計四人とても、彼等の正當防衛の言分が認められなかつたのは、慶應四年といふ時點での日佛間の外交的力關係の然らしむる所である。この事例は大東亞戰爭停戦後に於ける、武装解除の結果完全な無抵抗状態に陥つた日本が、勝利に傲る連合國側の、戰爭犯罪裁判の名を僭稱する復讐の私刑によつて千六十餘名の「冤枉罹禍」の犠牲者を出してしまつた事實の遠い先例である。裏返して言へば、大戦後の日本國が所謂戰爭犯罪裁判によつて法務死を遂げた死者の靈を靖國神社に合祀するに當つては、この様な遠い範例が既にあつた、と見ることもできるのである。

### 三 「怨親平等」説再考

難題解決のための字眼と書きはしたが、實際には「冤枉罹禍」の論理は理解し易い明晰性を有してゐる。それより難しいのは、嘉永癸丑以降戊辰の役終熄迄の國事殉難者の中に、幕府側の陣歿者・犠牲者は算へ入れてもらへないのか、といつた疑問の扱ひ方である。考へてみれば、一口に維新前夜と括つてもよい、癸丑から戊辰までの十五年間は日本が多年の退嬰的な國是を革新して國際社會に向けて開かれた積極外交の姿勢を取り、獨立主權國家として世界に

再登場を果すまでの生みの苦しみの時期である。その苦闘がとにかく實を結んで維新の夜明けを迎へるに至つて、それまでの殉難者達は、新政府側に立つて盡力しようと幕府側に立つて働かうと、いづれにせよ日本國新體制の建設に挺身した戦士達だつたと評價できるのではないか、といつた見方が生じ得るのだし、現に（それが何時の頃からかといふ判定は難しいにせよ）生じてゐる。戊辰の役より十年後のことになるが明治十年の西南戰爭で人望厚き西郷隆盛が敗戦の結果自刃して果てた時、その當座こそは彼が朝敵といふ汚名を負はざるを得ない位置に居たことは確かであるが、福澤諭吉が直ちに筆を執つて『丁丑公論』に記した（但し福澤終焉の年まで筐底に秘せられてゐた）如き感想を懷いた人は他にも多かつたであらう。やがて福澤の辯護論も廣く世に知られ、むしろ國民的英雄として渴仰の的となる西郷の死後の處遇には世間的にも自然の變化が生じた。現在でも、維新の功業の臣として一頭地を抽くほどの高い名聲を享受してゐる西郷が何故靖國神社の御祭神でないのか、を訝る人、或いは、今こそ長い歴史の視野の中で見れば、西南戰爭での彼の行動を宥恕して百三十年の後代からでもよい、西郷を靖國の御祭神として合祀すべきではないかとの聲を擧げる向もある。西郷をその代表とする様だが、これも國民的哀悼の對象と看做してよい會津の白虎隊の少年達

の靈も亦、激動の時代の犠牲と一般化して考へればやはり御祭神として合祀したいもの、との聲も出て來よう。

朝敵・賊軍と分類された人々とても、新國家建設途上に斃れた犠牲者と見られる以上は、怨讐を越えて靖國神社に祀り、公からの慰靈の對象とするといふほどの度量が新政府にあつてもよいのではないか、とは平均的日本人の多くの胸の裏に生ずるであらう發想である。「怨親平等」といふ四字熟語は諸橋博士の『大漢和辭典』に依れば、『大集經』に「於怨親中、平等無二、『大智度論』に「慈心轉廣 怨親同等」とあるのが初期の用例であるらしいが、廣義には國民の全てが佛教徒であつた近世以降の、殊に源平兩氏の間の天下二分の大戦亂を経験してより後の日本人にしてみれば、これは誰にも親しみ易い、幽明の境を越えての和解の思想として受取られてゐたであらう。現に蒙古襲來の元寇から南北朝の動亂、更には所謂戰國亂世の時代の長い歲月に、日本人は敵方の死者を鄭重に葬り、弔ひ、或いは慰靈の法事を營むといふ経験を多く重ねてゐる。その記憶の集積故に、一旦朝敵となつた者は靖國神社の御祭神には加へてもらへない、といふ原則が、寛容の度量の缺如だと思へる事はあつたかもしれない。

果して明治の新政府と彼等一統が奉じてゐた朝廷、端的に天皇とその直臣達は、佛教の説く怨親平等の思想を無視

して顧みない、嚴酷・不寛容の人間集團であつたのか？

この疑問は甚だ苦しい問ひかけで、それに應ずべき回答の出し方にも相當の難澁を豫想する向もあるであらう。だが、私見によれば回答はそれほど難しいものではない。即ち、靖國神社の御祭神合祀基準に於いて、佛教的怨親平等の思想を拒否してゐる（と敢へて表現するが）所以のものは、一般の國民感情を超えた次元で作動する、時の國際情勢だつた。「太政官布告」の「癸丑以來殉難者」の語に窺はれる如く、此等の殉難を發生せしめた「國難」といふ事態は、現象としては反政府内亂の形をとる例が多かつたが、その本質は外からの侵寇と壓迫に對處しての國內の意思統一の事業だつた。朝廷は、國家の獨立主權を侵害せんと迫つてくる攻撃的な外壓を常に念頭に置かなくてはならない狀況に置かれてゐた。武力の點では明らかに我を壓倒する強さと、何よりも我を支配せんとする意志の強烈さを垣間見させて迫つてくる歐米列強に對し、日本國は鞏固なる統一的主權意志の存在を明示する必要があつた。招魂社建立の明治二年以降に於いても、四周からの外壓に對して日本人は國家を擧げての緊張を少しも緩めるわけにゆかなかつた。暴力の發動は回避し得るとの見通しが生じて後も、外交的緊張はむしろ高まつた。自ら圖らざるを得ぬ國家安全保障の要求が當時の最高最優先の課題である。この課題を萬全

に果すために、發足した新政府には何よりも先づ厳しい主權意識と、それを裏付けるための正統性の占有が必要だつた。

西南戦争の意味にしても、國內的視野に限定して此を見る時と、當時日本が置かれてゐた國際環境の中で謂はば常に日本の隙を窺つてゐる歐米列強の眼を以て見るのでは、その意味づけは明らかに違つてくる。新政府は、歐米諸國の眼を借りて見るとすれば、何よりも先づ武力に於いて强悍であり斷乎たる主權意志を行使し得る強い組織でなくてはならない。叛亂軍に對して寛容な姿勢を示すことは、外部から見れば己の正統性に對する自信の動搖の現れであるとの（所謂痛くもない腹を探られるといふ形に於いて）危険な誤解を受ける恐れ無しとしない。

「怨親平等」といふ大乘佛教の文字通りに大乘的な教義の一斑について正しい理解を持ち得るのは、現代世界に於いては事實上の佛教國たる日本國以外にさう多くはあるまい。支那人は龍樹菩薩による膨大な『大智度論』の經典を往古は漢譯佛典を通じて知つてゐたはずだとしても、それは全民族中九牛の一毛ほどの人數の話であらう。現今の共產黨獨裁政府治下の人民大衆には凡そ無縁の思想である。

靖國神社が日本の對外戦争といふ國家的履歷を通じて諸國民間の共通の記憶の契機をなす戦歿者慰靈施設と見られ

てゐる現在、この神社に「怨親平等」思想を今更持ちこむといふのは上記のつまらぬ誤解を受ける原因となりはせぬか、筆者のむしろ憂慮するところである。

この憂慮の延長上に鎮靈社なるものの存在も亦ある。一種の攝社と看做されるこの境内社については『靖國神社百年史』<sup>(4)</sup>（資料篇・上）によれば、昭和四十年五月二十六日地鎮祭執行、六月二十一日上棟祭執行、七月十三日鎮座祭、と社殿の建築に關する記事のみが「社務日誌」の形で録されてをり、造營・鎮座の內的動機についての記述は全く無い。時の宮司は第五代筑波藤麿氏、權宮司は池田良八氏だったが、この兩氏が鎮靈社の鎮座にどの様な思ひを籠めてゐたのかも社務日誌からは窺ひ見ることができない。わづかに七月十三日の日誌の記事である「鎮祭祭神」の項を引いてみるに（原文の宣命書き風の送假名を片カナに直して引く）、

- 一座 嘉永六年以降、幾多ノ戦争・事變ニ起因シテ非命
- 二斃レ職域ニ殉ジ、病ニ斃レ、自ラ生命斷チニシ
- 命等ニシテ靖國神社ニ祀ラレザル諸命ノ御靈
- 一座 西曆一八五三年以降、幾多ノ戦争・事變ニ關係ヒテ死歿ニシテ諸外國人ノ御靈

これによれば、嘉永癸丑以降の戦歿乃至殉難者と上限を限つてゐる點では本殿合祀の御祭神と同じであるが、靖國神社に未だ（祀ラレザル）諸々の御靈といふのであるから、

茲に於いて幕末維新期の紛亂の渦中で幕府方に屬し、即ち朝敵と看做される位置に在つて歿した人々、例へば「自ら生命斷ちニシ」白虎隊の少年戦士や西郷隆盛がこれに含まれることはほぼ確かである。

然しその人々の靈靈簿に相當するものは果して作成されたのか、又さうだとすればどの様な調査を経て、どの様な手續きで、といふことについては一切記述がない。その様な祭祀の象徴性を省略したままで、果して御祭神を鎮座申し上げたと言へるのであらうか。

諸外國人の靈に就いても同じことで、名前の調査し様もない、又如何に大雑把に捉へるとしてもその概數すら把握する術もない諸外國の戦歿者、戦亂の犠牲者を神道の祭儀に基いて「祀る」といふことがいつた可能であらうか。或いは敢へて言ふとしてこの様な安易な發想で死者の靈を祀るといふことに如何ほどの宗教的意味があるであらうか。

上記の「社務日誌」によれば、昭和四十年七月十三日(例年のみたま祭の宵宮の日に當る)付で鎮靈社前に掲示された立札の本文は、(明治維新以來の戦争・事變に起因して死歿し靖國神社に合祀されぬ人々の靈を慰める爲、昭和四十年七月に建立し、萬邦諸國の戦歿者も共に鎮齋する。例祭日七月十三日)といふものである。「社務日誌」のいふ、(嘉永六年、一八五三年以降)が(明治維新以來)と少し曖昧

にされ、又それが文脈上(萬邦諸國の戦歿者)にはかかつてゐないと讀める所も氣にならないと言へばうそになる。これでは(萬邦諸國の戦歿者)も、いつの時代の、どこの國の人々をさすのか、雲をつかむ如き茫漠たる存在で、とにかく茲に讀みとれるのは靈の祭祀といふ行爲についての安易さ、手輕な抜ひ、といつたことであつて、昭和四十年に生じたこの出來事は靖國神社崇敬者一同にとつての一種の謎である。

茲に生ずる危惧は次いで以下の如き形に擴大されてゆく。即ち、(怨親平等)といふも、(汝らの仇を愛し、汝らを責むる者のために祈れ)(マイ福音書、ルカ福音書他)といふも、それは全く宗教の文脈に於いて語られた言葉であり、それも夫々の教義體系の中でも一際高調された理想化の所産と認められる訓へである。決して國際政治の現實に適用したりはできぬものだ。斯かる人道主義・博愛主義的教條を全く解せぬ、もしくは意識して無視する者の眼から見れば、この様な宗教感情を現實の戦歿者慰靈の行事に適用せんとする者の意圖は、ただ良心の疚しさを糊塗するための偽善としか映らないであらう。實に言ひにくいところを敢へて言ふとすれば、日本人の口に唱へる「怨親平等」の理想は、被害者感情を政治的利器として振回す支那人の眼には、加害行爲の告白として利用すべく甚だ都合のよい、弱

點であり急所と映るのである。姑く國際政治の次元を離れて言ふとしても、(其の鬼に非ずして之を祭るは諂ふなり)〔論語〕爲政篇といふ思想も彼の民族にはある。(其の鬼に非ずして)とは、自分達の祖靈でもないのに、との意味である。『禮記』<sup>(5)</sup>にも(其の祭る所に非ずして之を祭るは、名づけて淫祀と曰ふ)との厳しい見解が見えてゐる。

#### 四 守護靈と祀る子孫と

規定の紙數の終りに近くなつて漸く本稿の本來の主題に觸れて記す段階に至つた様である。論者の不手際の程は顧みて忸怩たるものあり、御海容を願ふより他ないが、一見無駄足の如き鎮靈社に向けての否定的見解の記述も、靖國信仰に看取るべき日本人の靈魂觀について、消去法による定義付けの一環を成すと見ることはできるだらう。即ち、祀られる(若しくは少くとも祀られたと假定されてゐる)側の靈と祀る側の崇敬者との間の縁はどの様な形で結ばれてゐるのか、その點の考察を省いたままで靖國信仰の本來の領域に立ち入ることはできないだらうと思はれる。鎮靈社の靈なるものは日本に於ける靖國信仰の實體を夢にも知らぬであらう(萬邦諸國の戦歿者)の靈については言ふに及ばず、未だ靖國神社に(祀られざる諸命)の靈にしても、其等は元來御祭神としての合祀を期待できる位置にあるものでは

なく、自らも期待などはしてゐなかつたはずのものだ。祀られる靈と祀る生者との「縁」の缺如といふ状態を反轉させて考へるとすれば、靖國神社本殿の御祭神と此を祀る側の崇敬者・参拜者との間には靖國の祭祀を媒介とする或る結縁が存在してゐなくてはならない。ではその縁とは何か。初めに、戊辰の戦禍に斃れた官軍の戦士達の無念の思ひとそれに對する新政府の太政官筋からの招魂慰靈の祭儀・施設建立への着想があつたことは冒頭にふれた通りで改めて言ふまでもないことである。次にこの慰靈の施設への一般の参拜者達、具體的には新たに帝都となつた東京の市民大衆と、九段坂上に俄かに出現したこの靈場との關係は如何なる意味づけを獲得して行つたか、である。

一つの神社とその参拜者達の關係の代表的なる形は氏神と氏子である。村の鎮守の社と村民達、と言ひ換へても宜しく、これは農山漁村に限らず、徳川時代中期には既に大都會であつた江戸の町衆の間に於いても同じである。

現在では九段坂上の靖國神社とその周邊の町場、九段、麴町、番町、富士見、神田(いづれも通稱で)一帯の住人は靖國講や崇敬奉贊會といった組織を通じて恰も型通りの氏神と氏子の關係を形成してゐる様に見えるけれども、それは御創建以來百四十年の長い歴史、殊に昭和二十年から二十一年にかけての神社の性格に生じた急激な變化(別格官

幣社といふ社格の喪失、單立の宗教法人化）以降の市民との感情的關係の親近化によつて次第に熟成し來つたものである。御創建當初からこの神社に本來的に具はつてゐた性格によつて然るのではない。地縁から見ても血縁から見ても、御祭神と地元民との間には氏神と氏子的な結縁の契機は皆無に等しかつた。明治初年代に別格官幣社の社格を與へられた湊川神社、護王神社、豊國神社、四條畷神社等々、所謂「人を神に祀つた神社」にも夫々の御祭神と鎮座地との間に元來「地縁」は存した。地縁が存する以上、歲月の積重ねによつてそのお社と地元民との間に氏神對氏子に類似した親近感情が生れてゆく過程も比較的 naturally 生ずるであらう。然し、上野の山と違つて戊辰戰爭の地理的記憶すらも關はつてゐない九段坂上の招魂社と地元の人々との關係は、どうして現に見る如き、凡そ日本の神社として何の不自然も感じさせない様な民衆的な祭の場としての成熟を遂げることができたのであらうか。

この設問に答へるには、既に筆者が同様の機會に接する毎に必ず言及し引用して來た文獻である故に、今又茲にそれを反復するのも何か躊躇を覺える次第ではあるのだが、やはり柳田國男『先祖の話』なる名著に聽くのが最善といふことになるだらう。それは、氏神と氏子といふ關係には、子孫の守護神として祀られる祖靈と、守護を祈願して祀る

子孫との關係が二重寫しになつてゐるといふか、或いは重層をなしてゐると見てもよい、といふ考察である。氏神といつてもその神靈に先祖と子孫といふ直接の血縁を感じ得る氏子などはその地一帯に殆ど存在しない方が普通なのだから、實際には、祀られる事によつて擁護を垂れる神と祀ることによつて安寧を保證されると信ずる氏子集團、といふ方が現實の關係になつてゐる。それが守る祖靈と祀る子孫といふ形で一般化した信仰感情が傳統的に國民の間に存するが故に、對外的國難に於ける戦歿者の靈の招魂施設である所の靖國神社が、國家・國民の守護神としての神格を得、國民一般の崇敬の對象となるといふ過程は、極めて自然に起り得ることである。

付加へて言へば、護る祖靈と祀る子孫といふ信仰上の相互關係は、慥かに凡そ日本民族の精神生活が始まつて以來の原初的宗教感情にその淵源を求めることができ得るであらうが、この感情は儒教の移入と傳播によつて謂はば理論的基礎付けを得、更に確乎たる信條として定着して行つたのであらう。

もう一つ付加へておくべきは、全ての祖靈は祀られることによつて子孫に對する守護靈としての加護の靈力を發揮するのではあるが、就中特別のものとして考へられるのは戰國亂世の時代に幾通りか現れ出たと傳へられる新八幡及

びそれに類する武將達の靈の扱ひである。明白に新八幡としての死後の祭祀を期待してゐたのは豊臣秀吉であつたが、皇室から勅許を戴くことが叶はず、豊國大明神の稱號で我慢することになり、此が今に傳はる豊國神社の祭祀の原型である。但、元祿時代の日本に長崎出島のオランダ商館囑託醫として來訪し一六九〇年から九二年まで滞在したドイツ人エンゲルベルト・ケンペルは二度の江戸參府旅行を経験して浩潮詳細な『日本誌』を著してゐるが、その中に（太閤は死後新八幡の稱號を受け、現在も軍神として崇められてゐる）との記述がある。勅許を缺く故に正式ではないが、巷間に秀吉が新八幡と呼ばれてゐたことはあつたのかもしれない。

秀吉は南北朝時代・戰國時代の武將達にして志を遂げずに悲劇的最期を遂げた勤皇の志士と異なり、功成り名遂げでの生涯を全うしたのではあつたが、結局次の代で豊臣の家は滅亡したといふ點で、殊にその遺子にかけてゐた己の死後の配慮と家系存續への悲願によつて世に知られた存在であつた。それ故に、子孫繁榮の祈願を捧ぐべき守護靈としては恰好の神格だと思はれてゐたのもあらうか。

徳川家の三河以來の譜代の臣で、家康・秀忠の二代の將軍に仕へ、殊に秀忠の輔佐役として、むしろ師傅として重きをなした家臣に本多佐渡守正信がある。彼が（國家を治

むる根元）の心得の書として秀忠のために著述し献上した『本佐録』は政治思想のみならず宗教思想史の文獻として洵に興味深く又重要なものであるが、その中に、靖國信仰の原型をなすと看做してよい様な守護靈思想を語つてゐる件りがある。<sup>(6)</sup>

二代將軍秀忠の世といへば、所謂元和偃武の時代で、長年の戰國動亂の餘波も漸く完全に沈靜し、徳川二百五十年の泰平の基礎が固まり始めた、武家として世を治めるには或る意味で戰國の霸權鬭争の時代よりも難しい時期である。本多正信はそこで秀忠に向つて安定の世に於ける治者の道を説くのだが、それは畢竟する所儒者の謂ふ（君臣・父子・夫婦・兄弟・朋友）の間に履み行ふべき五倫の道の遵守である。（此五つの道を、よく行ひ得たる人を、道を得たる人といふ也。此心は、臣下となり候者は、晝夜君に忠節を盡す斗ばかりを思案して、大切にのぞみては、一命をたてまつるべしと思ふ心に偽無き也）、「右の五つの道を、能行ひ盡せば、死してのち、此心元の天に歸るによつて、子孫を守る間、子孫長久なり。……また先祖の心、天に歸つて歴々として、天に有て子孫を守る故に、先祖神を祭る事を大事とする也。若し偽を以て祭らば神是を請んや」といつた思想である。

靖國神社には三段の鳥居のうち拜殿に最も近い中門鳥居の拜殿に向つて左傍に社頭前掲示板があり、そこには毎月御

祭神である英霊達の遺書・遺詠、事實上の遺書と看做し得る生前の書簡や手記の一節が掲げられてゐる。この揭示は昭和三十五年八月に始まり、月例の揭示替へは一度も途切れたことがないから、平成十九年八月現在で、四十七年續いてをり、一年に平均十二人の「英霊の言乃葉」が揭示されるとして既に五百六十五人分の遺言が掲げられた計算になる。それらは漸次編輯刊行されて現在第八集まで出てゐるし、今後も末長く續くであらう。

この『英霊の言乃葉』に収録されてゐる短文や詩句は二百四十六萬餘の御祭神のうち大東亞戦争戦歿者のそれが壓倒的に多いのだが、そのかなりの部分が亦極めて若い、所謂學徒出陣の命令を受けて學業半ばにして戦陣に身を投じた青少年の戦士である。その人々のこの世に遺して行つた言葉の内容が、餘りにも見事に『本佐録』に謂ふ所の忠・孝・貞・悌・信の五倫の道になま適つてゐる事實に、讀む者は實際瞠目し感嘆し、長く、深い感慨に捉はれざるを得ない。そこには正に（右の五つの道を、能行ひ盡せば、死してのち、此心元の天に歸るによつて、子孫を守る間、子孫長久なり）の説が茲に實現してゐるのだと思ふより他無い次第なのである。

現代に生きる國民思想の一項としての靖國信仰の、その原型といふべき設想は、斯くて今から約四百年近い昔に形

成され、約百四十年の昔なる維新の時代に、不思議なる歴史のめぐり合せによつて、それが現實の神社祭祀の形をとつて國民の心的世界に現象化する、といふ運命を辿つた。そのめぐり合せは、凡そ全ての歴史の事象に纏はる因縁と同様、思へば不思議なことではあるが、然し如上の因果關係を尋ね當ててみれば、現在の我々の世界に靖國信仰なる現象の存することは、民族の傳統的心情からして謂はば自然・必然の事態に他ならないと斷じてよいのである。

## 注

- (1) 拙著『靖國神社と日本人』（PHP新書）中「靖國神社の誕生」の項参照。
- (2) 同前、「御祭神として祀られた殉難者」の項参照。
- (3) 靖國神社に關はる「怨親平等」思想の系譜については、藤田大誠「近代の神道と慰靈・追悼・顯彰」（平成十九年三月二十四日、明治聖徳記念學會第四十三回例會での發表）が周到詳細である。本稿にこの優れた先行研究の成果を十分攝取できなかつた事を遺憾とする。
- (4) 昭和五十八年六月、六十二年六月、靖國神社刊行、全四卷。加地伸行著『論語』（講談社學術文庫、平成十六年三月）の「爲政・二四」の所引本文に「注」として引用されてゐる。
- (6) 拙著『日本に於ける理性の傳統』（中央公論新社、平成十九年八月）第十一章参照。

（東京大學名譽教授）